

名古屋市達第23号

緑政土木局  
土木事務所

名古屋市土木事務所処務規程（昭和28年名古屋市達第14号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
第2条 事務所の所管事項は、次のとおりとする。 (1)～(7) (略) <u>(8) 土取り、埋立て等の行為の指導に関すること。</u> <u>(9)～(15)</u> (略)	第2条 事務所の所管事項は、次のとおりとする。 (1)～(7) (略)  <u>(8)～(14)</u> (略)

附 則

この達は、令和8年4月1日から施行する。